

## さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表

令和5年10月31日現在（システム管理世代 R5.03 / 単価 R5.10 以降）

適用区分	適用基準		注意事項
① 水道	歩掛	水道施設整備費に係る歩掛表（令和4年度版）	
	単価	水道工事設計単価表（令和5年3月31日）	
② 土木	歩掛	国土交通省 土木工事標準積算基準書【共通編】 令和4年度版	※ 注意事項 1
		国土交通省 土木工事標準積算基準書【河川・道路編】 令和4年度版	
		国土交通省 土木工事標準積算基準書【電気通信編】 令和4年度版	
		国土交通省 機械設備工事積算基準 令和4年度版	
		土木工事標準積算基準書【別冊】（令和4年10月）	
		土木工事標準積算基準書【機械経費編】（令和4年10月）	
		土木工事標準積算基準書【計画調査編】（令和4年10月）	
	土木工事標準積算基準書【計画調査編】（参考資料）（令和4年10月）		
単価	土木工事設計単価表（令和5年10月1日）	※ 注意事項 2	
③ 下水道	歩掛	下水道用設計標準歩掛表（第1巻 管路）（令和4年度版）	
		下水道用設計標準歩掛表（第2巻 ポンプ場・処理場）（令和4年度版）	
		下水道用設計標準歩掛表（第3巻 設計委託）（令和4年度版）	
	単価	土木工事設計単価表（令和5年10月1日）	※ 注意事項 2
④ 独自歩掛	歩掛	さいたま市水道局設計独自歩掛表（令和4年度 令和4年11月30日適用）	

## 特記事項

- ・本表は、さいたま市水道局が発注する水道工事及びこれに関する委託の歩掛・単価等の決定方法等の原則について定めたものです。ただし、別途、事業課の規定等がある場合は、それを妨げるものではありません。
- ・本表の適用基準欄の各図書等において規定される基準等の採用順位は、下記のとおりです。ただし、各図書等において個別に規定されるものについては、原則としてそれを優先します。
  - ①さいたま市の基準等
  - ②国等の基準等
- ・システム管理世代とは、水道局で水道設計積算システムにより作成される工事設計書において総括表に明示される当該設計書で適用となる歩掛及び単価世代を意味しています。

## 注意事項

### ※ 注意事項 1 … 土木工事標準積算基準書における改定、訂正内容を含み適用

- ◆改定等内容の詳細については、さいたま市ホームページ「トップページ>事業者向けの情報>まちづくり・交通・建設>公共工事>土木工事積算基準>さいたま市土木工事積算基準書の改定について（令和4年10月）」を参照してください。

### ※ 注意事項 2 … 土木工事設計単価表における臨時改訂単価を含み適用

- ◆改訂等内容の詳細については、さいたま市ホームページ「トップページ>事業者向けの情報>まちづくり・交通・建設>公共工事>土木工事積算基準>土木工事設計単価表の公表」を参照してください。
- ◆「土木工事設計単価表(令和5年10月1日)」のうち「国土交通省 土木工事標準積算基準書 令和5年度版」に関連して新規登録及び削除されている単価については歩掛改定の適用(令和5年11月下旬の予定)までは適用外とします。
- ◆「土木工事設計単価表(令和5年10月1日)」のうち「第5編 施工パッケージ型積算方式」については「国土交通省 土木工事標準積算基準書 令和5年度版」に関連する単価であるため、「国土交通省 土木工事標準積算基準書 令和5年度版」とあわせて同時適用を予定しています。(※現在適用している基準単価は、「土木工事設計単価表(令和5年4月1日)」(臨時改定含む)の「第5編 施工パッケージ型積算方式」に基づく基準単価です。)